

郵送による戸籍謄抄本等の請求書

多賀城市長 殿

令和 年 月 日

注意 プライバシーの侵害、偽り及びその他不正な手段により交付等を受けた場合は、30万円以下の罰金に処されます。

①証明が必要な方

本籍 ※住所ではありません。	多賀城市	番 番地		
証明の 必要な方	ふりがな	生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和	
	氏名		年 月 日	
筆頭者 ※戸籍のはじめに 書かれている方	<input type="checkbox"/> 「証明の必要な方」と同じ場合は、 <input type="checkbox"/> 印をつけてください。	ふりがな	生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和
		氏名		年 月 日
戸籍届出時期 ※最近1ヶ月以内に戸籍の届出を提出された方のみ記入	出生・死亡・婚姻・離婚・入籍・転籍・その他()を ()市町村へ 月 日届出			

②何通必要ですか

種別	金額	申請数	発行数 ※職員 記入欄	必要な戸籍の内容	
1. 全部事項証明(戸籍謄本)	450円	通		「証明の必要な方」について、下記に該当する内容の戸籍が必要な場合は、 <input type="checkbox"/> 印をつけてください。 <input type="checkbox"/> 出生から死亡までの全ての戸籍 各 通 <input type="checkbox"/> 死亡年月日が分かる戸籍 各 通 <input type="checkbox"/> 婚姻・離婚の記載のある戸籍 各 通 <input type="checkbox"/> その他 () 各 通 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者を表示 <input type="checkbox"/> 住民票コードを表示 <input type="checkbox"/> 在外選挙登録地を表示 ※本人以外が請求する場合は、委任者本人自署の委任状が必要 ※独身証明書の請求は本人のみ	
2. 個人事項証明(戸籍抄本)	450円	通			
3. 除籍全部事項証明(除籍謄本)	750円	通			
4. 除籍一部事項証明(除籍抄本)	750円	通			
5. 改製原戸籍謄本	750円	通			
6. 改製原戸籍抄本	750円	通			
7. 戸籍の附票(住所の履歴) <input type="checkbox"/> 全員分 <input type="checkbox"/> 個人分	300円	通			
8. 身分証明書(破産宣告の有無等)※	300円	通			
9. 独身証明書・その他()	300円	通			
10. 受理証明・ 戸籍届書記載事項証明(届書等情報内容証明)	350円	通			届出件名() 届出日 年 月 日
11. 戸籍電子証明書提供用識別符号	400円	通			※公的機関で発行する顔写真付きの身分証明書が必要
12. 除籍電子証明書提供用識別符号	700円	通			

戸籍謄本等
同時請求

【お願い】代理人に対しては住民票コード入りの附票を交付することはできません。
本人へ郵送にて交付するため、あらかじめ簡易書留分(460円)の切手を貼付した送付用の封筒を同封してください。

③窓口に来た方(請求者)

<input type="checkbox"/> 本人 (証明の必要な方) <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系血族※ <input type="checkbox"/> 同一戸籍人	住所	連絡先 - -
	氏名	「証明の必要な方」との関係性
	生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

配偶者
直系血族
同一戸籍人

※「証明の必要な方」との血縁関係が確認できる戸籍謄抄本が、お手元にある方は同封してください。(※新たに取得する必要はありません。)

代理人または第三者の場合 ※代理人は、本人等からの委任状が必要です。

<input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 第三者 ④を記入してください	住所	連絡先 - -
	氏名	「証明の必要な方」との関係性

委任状
(代理人)

④第三者の方は、以下のいずれかにチェックを入れ、具体的な請求理由を記入してください。

※第三者が戸籍の証明を請求できるのは、戸籍法第10条の2第1項に基づき、次の正当な理由がある場合です。
※疎明資料の提出が必要になる場合があります。

<input type="checkbox"/> 自己の権利を行使または義務を履行するため	請求理由(利用目的)
<input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関に提出するため	
<input type="checkbox"/> その他正当な理由がある	

疎明資料

※必ず裏面をお読みください。

※職員記入欄

発行:

確認:

【戸籍謄抄本等を郵便請求する場合】

(1) 郵便請求について

- ・ 証明書の到着まで郵便の日数がかかります。期間に余裕をもって申請してください。
- ・ 速達で発送を希望する方は、速達分の切手を返信用封筒に貼付し、赤字で「速達」と記入してください。
- ・ 平成26年6月19日以前に戸籍に記載されている全員が死亡等により除籍となった方は、保存年限5年を経過しているため「7. 戸籍の附票」を発行することができません。予めご了承ください。
- ・ 本籍地が不明の場合は、住民票等で確認の上、記入してください。請求書に記入の本籍等が戸籍の内容と異なる場合、証明書を交付できない場合があります。

(2) 郵送請求時に送付していただく書類等 ①～⑥

①郵送による戸籍謄抄本等の請求書

- ・ 請求書の内容確認のため連絡させていただく場合があります。請求書の③に、日中連絡が取れる電話番号を記入してください。

②請求者の本人確認書のコピー

【注意】確認書が○印の場合は1点、○印がない場合は◎印を2点、もしくは◎および☆印を1点ずつ同封してください。なお、現住所の記載のない○印の場合は、併せて◎または☆印の1点を同封してください。

○	運転免許証	住基カード (写真あり)	◎	資格確認書	介護保険証	☆	社員証	キャッシュカード
	パスポート	在留カード		共済組合員証	年金手帳		学生証	診察券
	マイナンバーカード			後期高齢者資格確認書			通帳	

③証明書の交付手数料分の定額小為替

- ・ 郵便局で手数料分の定額小為替を購入し、同封してください。
- ・ 手数料が不足した場合、不足分の小為替を追送していただきます。証明書の発送は、全て小為替が揃ってからとなりますので予めご了承ください。
- ・ 定額小為替の受取人欄等は、無記名で同封してください。

④返信用封筒

- ・ 封筒に送付先の住所（請求者の現住所）及び氏名を記入し、返信用切手を貼付してください。
- ・ 代理人に対しては住民票コード入りの附票を交付することはできません。
本人へ郵送にて交付するため、あらかじめ簡易書留分（460円）の切手を貼付した送付用の封筒を同封してください。

⑤委任状

- ・ 本人・直系血族・配偶者・同一戸籍人以外の代理人が請求する場合は、本人等が自署した委任状を同封してください。

⑥請求者の戸籍謄本・抄本

- ・ 「証明の必要な方」との血縁関係が確認できる戸籍謄本・抄本がお手元にある場合は同封してください。ない場合は、今般の請求のために新たに取得して、同封する必要はありません。

◎請求書の送付先（担当）

〒985-8531

宮城県多賀城市中央2丁目1番1号 多賀城市役所市民課

◎問合せ先

022-368-1104